

長泉町会計年度任用職員【こども家庭支援員】募集案内

1 募集職種・人員・職務内容・資格要件等

募集職種	人員	職務内容	資格要件等 ^(注1)
こども家庭支援員 (フルタイム)	1名	こども家庭センター（児童福祉機能）における、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象とした相談対応、家庭児童相談に伴うソーシャルワーク業務・関係機関等との連携支援	保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する方 ※上記以外で、国が示すこども家庭支援員としての資格を満たす方は応相談

(注1) 応募資格は、上記の「資格要件等」を満たす人で、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人となります。

2 勤務条件

任用期間	任用開始日（随時）から令和9年3月31日まで ※原則として任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。 ※場合によっては任用期間を更新することがあります。						
勤務日・勤務時間・休日	<table border="1"><tbody><tr><td>勤務日</td><td>週5日（原則として月曜日から金曜日まで）</td></tr><tr><td>勤務時間 (休憩時間)</td><td>8時30分～17時15分 7時間45分/日 (休憩時間1時間)</td></tr><tr><td>休日</td><td>土曜日・日曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)</td></tr></tbody></table> ※業務の必要から、時間外(休日)勤務が発生する場合があります。	勤務日	週5日（原則として月曜日から金曜日まで）	勤務時間 (休憩時間)	8時30分～17時15分 7時間45分/日 (休憩時間1時間)	休日	土曜日・日曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)
勤務日	週5日（原則として月曜日から金曜日まで）						
勤務時間 (休憩時間)	8時30分～17時15分 7時間45分/日 (休憩時間1時間)						
休日	土曜日・日曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)						
給与（基本給）	月額 243,048 円（地域手当を含む）						
諸手当 (相当報酬等)	期末手当・勤勉手当 ^(注2) 、時間外勤務手当、通勤手当等 (注2) 期末手当の支給率：年間 2.525 月分（最大） 勤勉手当の支給率：年間 2.125 月分（最大） ※計算方法：給与の平均額に期別支給割合、在職期間割合等を乗じた額 ※任期が6月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の者のみ支給されます。						
休暇	・年次有給休暇 ※任用期間等に応じて付与 ・特別休暇（有給又は無給） ※勤務時間等により取得条件や日数が異なります。						

勤務場所	長泉町役場こども未来課 長泉町中土狩 828 番地
社会保険	社会保険（健康保険・厚生年金保険）：適用 雇用保険：適用
公務災害	非常勤職員公務災害補償制度が適用されます。
服務	<p>地方公務員法に規定する服務に関する規定（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、<u>営利企業等への従事等の制限</u>（注3））及び懲戒に関する各規定が適用されます。</p> <p>（注3）パートタイム勤務は、「営利企業等への従事等の制限」が適用されませんので、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合、町の信用を損なうおそれがある場合等を除き、営利企業等への従事等（兼業）を行うことができます。</p>

3 応募方法

(1) 提出書類

① 申込書	<p>長泉町会計年度任用職員任用申込書（様式あり）</p> <p>※申込書は、町ホームページからダウンロードしてください。</p>
② 資格証（写）	<p>保健師免許証、看護師免許証、社会福祉士登録証、精神保健福祉士登録証の写しを提出してください。</p>

※提出書類は、返却いたしませんので、予めご了承ください。

(2) 提出方法

こども未来課に持参又は下記宛先に郵送にてお申込みください。

※持参の場合の受付は、午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

(3) 宛先（持参先）

〒411-8668 駿東郡長泉町中土狩 828 番地
 長泉町教育委員会こども未来課（役場 1 階）
 電話番号：055-989-5528

4 選考方法・実施時期

選考方法	申込書による書類審査及び面接
実施時期	<p>書類提出後、随時実施</p> <p>※随時、応募者全員に、面接の詳細な日時及び場所を連絡致します。</p>

5 その他

- (1) 「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき任用される非常勤職員（一般職の地方公務員）です。
- (2) その他不明な点については、上記 3 (3) の宛先（持参先）にお問い合わせください。